

付 議 第 2 号

高知県立特別支援学校寄宿舍の管理運営に関する 規則の一部を改正する規則議案

高知県立特別支援学校寄宿舍の管理運営に関する規則（昭和47年高知県教育委員会規則第8号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則（昭和47年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「高知県立中村養護学校寄宿舎」を「高知県立中村特別支援学校寄宿舎」に改める。

第3条中「入舎できる」を「入舎することができる」に、「教育長が別に」を「高知県教育長（以下「教育長」という。）が」に改める。

第6条中「健全にして」を「、健全で、」に改める。

第7条第1項中「入舎できる」を「入舎することができる」に改め、同項第1号中「通学困難と」を「通学が困難であると」に改め、同項第2号中「を適当と」を「が適当であると」に改める。

第8条の見出し中「、外泊」を「又は外泊」に改め、同条中「責任ある」を「責任がある」に、「次の」を「次に掲げる」に改める。

第9条の見出し中「願」を「願い」に改める。

第10条第1項中「その虞の」を「そのおそれが」に、「児童等の」を「、児童等の」に改め、同条第2項中「、又は」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第11条中「校長の」を「校長が」に改める。

第13条中「はらい、その管理の万全に」を「払い、その管理を万全にするよう」に改める。

第14条第2項中「、又は」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第15条第1項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第2項中「に規定する」を「に掲げる」に、「別に」を「教育長が」に改め、同条第3項中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第16条中「、又は」を「又は」に、「やむをえず」を「やむを得ず」に、「宿泊しようとする者」を「宿泊しようとするもの」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する
規則の一部を改正する規則議案説明

1 一部改正の目的及び内容

高知県立中村養護学校の校名変更に伴い、第2条の表中「高知県立中村養護学校」を「高知県立中村特別支援学校」に改めるとともに、用語の整理等をしようとするものである。

2 施行期日

平成25年4月1日

新 旧 対 照 表

新

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則(抜粋)

本則

(名称)

第2条 寄宿舎の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
高知県立盲学校寄宿舎	高知市
高知県立高知ろう学校寄宿舎	高知市
高知県立山田養護学校寄宿舎	香美市
高知県立日高養護学校寄宿舎	高岡郡日高村
高知県立中村特別支援学校寄宿舎	四万十市
高知県立高知若草養護学校寄宿舎	高知市
高知県立高知江の口養護学校寄宿舎	高知市

(入舎定員)

第3条 寄宿舎に入舎することができる児童、生徒及び幼児(以下「児童等」という。)の定員は、高知県教育長(以下「教育長」という。)が定める。

(児童等の管理)

第6条 寄宿舎に入舎する児童等の管理については、常に家庭的な雰囲気の中で、健全で、楽しい生活ができるよう努めなければならない。

(入舎)

第7条 寄宿舎に入舎することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、校長の許可を受けて入舎するものとする。

- (1) 通学が困難であると認める者
- (2) 特別の事情により入舎させることが適当であると認める者

旧

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則(抜粋)

本則

(名称)

第2条 寄宿舎の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
高知県立盲学校寄宿舎	高知市
高知県立高知ろう学校寄宿舎	高知市
高知県立山田養護学校寄宿舎	香美市
高知県立日高養護学校寄宿舎	高岡郡日高村
高知県立中村養護学校寄宿舎	四万十市
高知県立高知若草養護学校寄宿舎	高知市
高知県立高知江の口養護学校寄宿舎	高知市

(入舎定員)

第3条 寄宿舎に入舎できる児童、生徒及び幼児(以下「児童等」という。)の定員は、教育長が別に定める。

(児童等の管理)

第6条 寄宿舎に入舎する児童等の管理については、常に家庭的な雰囲気の中で健全にして楽しい生活ができるよう努めなければならない。

(入舎)

第7条 寄宿舎に入舎できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、校長の許可を受けて入舎するものとする。

- (1) 通学困難と認める者
- (2) 特別の事情により入舎させることを適当と認める者

2 略

(帰省又は外泊)

第8条 校長は、帰省又は外泊を希望する児童等がある場合には、保護者又は責任がある同伴者から次に掲げる事項を記載した書類を提出させて、許可するものとする。

(1)～(3) 略

(願いによる退舎)

第9条 略

(伝染病による一時退舎)

第10条 校長は、児童等が伝染病にかかり、又はそのおそれがあるときは、その保護者に対し、児童等の一時退舎を命ずることができる。

2 校長は、前項の規定により一時退舎を命じたとき又はそれを解いたときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

(退舎命令)

第11条 校長は、児童等がこの規則若しくは校長が定める規程に違反し、又は集団生活の秩序を乱した場合には、その保護者に対し、児童等の退舎を命ずることができる。

(警備及び防災)

第13条 校長は、寄宿舍の警備及び防災について、常に最善の注意を払い、その管理を万全にするよう努めなければならない。

(臨時閉鎖)

第14条 略

2 校長は、前項の規定により臨時に閉鎖したとき又はこれを解いたときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

(表簿)

第15条 寄宿舍には、次に掲げる表簿を備えなければならない。

(1)～(4) 略

2 前項第1号に掲げる寄宿舍要覧の様式については、教育長が定める。

2 略

(帰省、外泊)

第8条 校長は、帰省又は外泊を希望する児童等がある場合には、保護者又は責任ある同伴者から次に掲げる事項を記載した書類を提出させて、許可するものとする。

(1)～(3) 略

(願による退舎)

第9条 略

(伝染病による一時退舎)

第10条 校長は、児童等が伝染病にかかり、又はその虞のあるときは、その保護者に対し児童等の一時退舎を命ずることができる。

2 校長は、前項の規定により一時退舎を命じたとき、又はそれを解いたときは、すみやかに教育長に報告しなければならない。

(退舎命令)

第11条 校長は、児童等がこの規則若しくは校長の定める規程に違反し、又は集団生活の秩序を乱した場合には、その保護者に対し、児童等の退舎を命ずることができる。

(警備及び防災)

第13条 校長は、寄宿舍の警備及び防災について、常に最善の注意をはらい、その管理の万全に努めなければならない。

(臨時閉鎖)

第14条 略

2 校長は、前項の規定により臨時に閉鎖したとき、又はこれを解いたときは、すみやかに教育長に報告しなければならない。

(表簿)

第15条 寄宿舍には、次の表簿を備えなければならない。

(1)～(4) 略

2 前項第1号に規定する寄宿舍要覧の様式については、別に定める。

3 第1項各号に掲げる表簿は、3年間保存しなければならない。

(面会及び面会人等の宿泊)

第16条 校長は、児童等に面会しようとする者があるとき又は児童等の付添人その他の者で、やむを得ず寄宿舍に宿泊しようとするものがあるときは、寄宿舍の管理運営に支障がないと認められる範囲内で許可することができる。

3 第1項各号に規定する表簿は、3年間保存しなければならない。

(面会及び面会人等の宿泊)

第16条 校長は、児童等に面会しようとする者があるとき、又は児童等の付添人その他の者で、やむをえず寄宿舍に宿泊しようとする者があるときは、寄宿舍の管理運営に支障がないと認められる範囲内で許可することができる。